

準基幹地域包括支援センター

姫路市における中央、南、西の各保健センターと、中央保健センター北分室に設置する4か所の地域包括支援センターを準基幹地域包括支援センターと位置づけ、それぞれ管轄圏域内の地域包括支援センター間の連絡・調整を行っています。地域包括ケアシステムの構築のためには、地域の関係機関とのネットワークの強化を推進する必要であり、準基幹地域包括支援センターは、個々の地域包括支援センターの担当区域を越える広い視野で関係機関との連携強化の推進役となっています。

介護保険事業計画

介護保険事業計画とは、介護保険事業に係る保険給付を円滑に実施するための計画のことをいいます。介護保険事業計画には、市町村が策定する「市町村介護保険事業計画」と都道府県が策定する「都道府県介護保険事業支援計画」があり、3年を一期として策定されます。

介護ニーズ

介護ニーズとは、身体・精神の障害により日常生活を営むことが困難な場合、その充足を求める身体的・精神的・社会的な要求や欲求のことをいいます。介護する場合には、まず利用者の介護ニーズを的確に把握する必要があります。高齢社会とともに、質的・量的にも増大し多様化する介護ニーズへの対応が急務となっています。

成年後見支援センター

成年後見支援センターでは、成年後見制度に関するご相談に応じています。成年後見制度とは、認知症高齢者・知的障害者・精神障害者など、判断力の不十分な成年者が損害を受けないように、その諸権利を守るとともに社会的に支援する制度のことをいいます。

司法の専門家

法律の専門家として、司法書士、行政書士、弁護士などがいます。

認知症カフェ・サロン

認知症カフェ・サロンは、認知症の人やその家族、医療や介護の専門職、地域の人など、誰もが気軽に参加できる「集いの場」です。活動の内容は様々ですが、認知症の人やその家族同士が情報交換するだけでなく、医療や介護の専門職に相談ができ、地域の人との交流の場になっています。

認知症ケアパス

認知症ケアパスとは、認知症の人が認知症を発症したときから、生活機能障害が進行していく中で、その進行状況にあわせていつ、どこで、どのようなサービスを受けられるのかをあらかじめ標準的に示したものです。

介護予防・日常生活支援総合事業

市区町村が介護予防および日常生活支援のための施策を総合的に行えるよう、2011(平成 23)年の介護保険制度の改正において創設された事業で、2014(平成 26)年の制度改正により新たに再編成され、現在は、「介護予防・生活支援サービス事業」「一般介護予防事業」からなっている。介護予防・生活支援サービス事業には、訪問型サービス、通所型サービス、生活支援サービス(配食サービス等)、介護予防ケアマネジメント(ケアマネジャーによるケアプラン。地域包括支援センターで行う)がある。介護予防訪問介護と介護予防通所介護がそれぞれ訪問型サービス、通所型サービスに移行するとともに、この新しい介護予防・日常生活支援総合事業は、2017(平成 29)年3月末までに全市区町村で実施するよう、各市区町村で整備が進められている。

インフォーマルサービス

公的機関や専門職による制度に基づくサービスや支援(フォーマルサービス)以外の支援のことです。具体的には、家族、近隣、友人、民生委員、ボランティア、非営利団体(NPO)などの制度に基づかない援助などが挙げられます。

マッチング

何かと何かを突き合わせ、良いかたちで結びつけること。もしくは互いの条件が噛みあうことです。